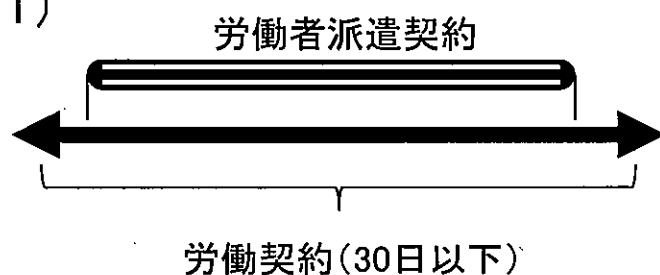


日雇派遣について

- 労働者派遣法上の「日雇派遣」とは、日雇労働者（日々又30日以内の期間を定めて雇用する労働者）についての労働者派遣をいう（改正後の労働者派遣法第35条の3第1項）。
- 労働者派遣法改正により、労働契約の期間が30日以下の短期の労働者派遣（日雇派遣）が原則として禁止されることになる。

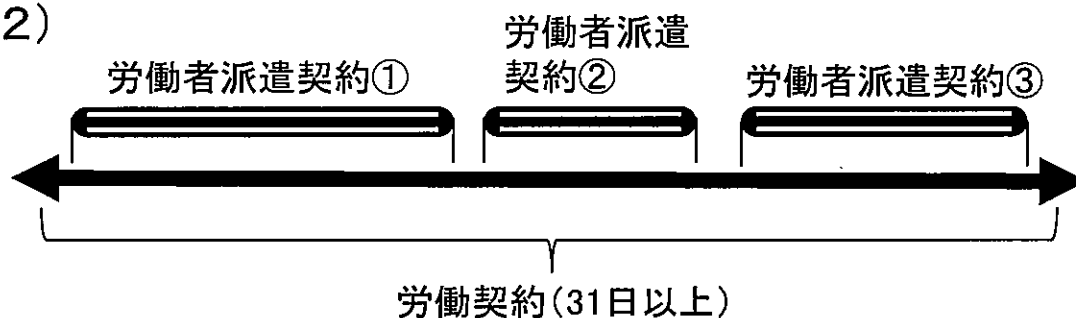
【イメージ図】

(例1)



労働者派遣法改正により
原則禁止

(例2)



日雇派遣の原則禁止には
該当しない

標準生計費について

① 世帯人員別標準生計費（平成23年4月）

(円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人
月額	117,390	169,340	196,930	224,520
年換算額※	1,659,223	2,393,498	2,783,463	3,173,428
×2倍	3,318,446	4,786,996	5,566,926	6,346,856

(資料出所)平成23年9月人事院勧告参考資料(生計費関係)を元に需給調整事業課において作成

※ 年換算額は、月額×12か月÷0.849(税・社会保険料控除分)として計算したものの。

なお、税・社会保険料控除分は、一定の仮定を置いて算出した値である。

(注)標準生計費は、食料費、住居関係費、被服・履物費、雑費Ⅰ(保健医療、交通・通信、教育等)及び雑費Ⅱ(その他の消費支出)で構成。

【参考】平成22年4月標準生計費

(円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人
月額	123,350	191,130	210,360	229,600
年換算額※	1,723,166	2,670,035	2,938,673	3,207,451

※ 年換算額＝月額×12か月÷0.859(社会保険料・税額)

② 世帯構成の状況（平成22年国勢調査）

		世帯数	割合
一般世帯総数		5,184.2万世帯	
	① うち 世帯人員が2人の世帯数	1,412.6万世帯	45.6%
	② うち 世帯人員が3人の世帯数	942.2万世帯	30.4%
	③ うち 世帯人員が4人の世帯数	746.0万世帯	24.1%
	④ ①～③の合計	3,100.8万世帯	100.0%

世帯人員が2～4
人の世帯を100%
とした場合の割合

③ 2～4人世帯の平均的な標準生計費（世帯数による加重平均）

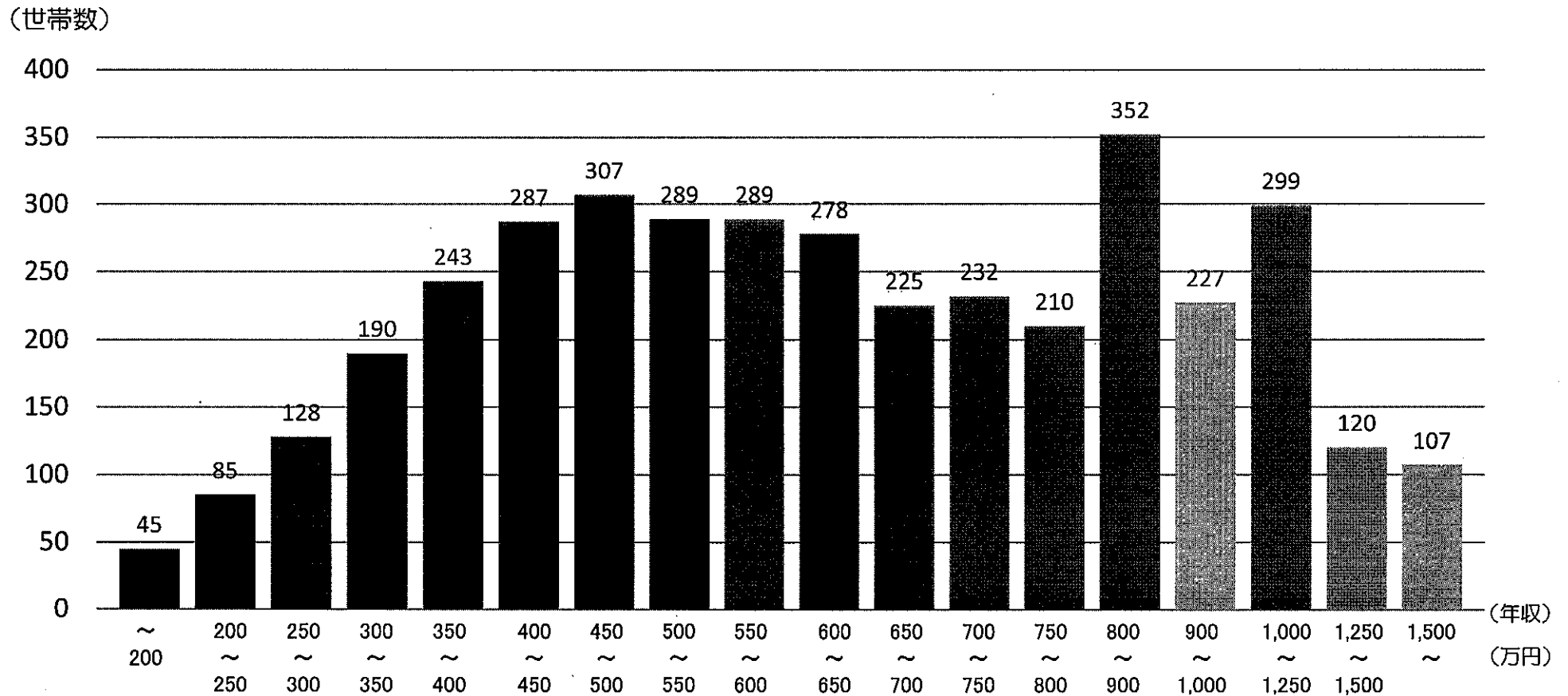
	年換算額	×2倍
平成23年4月標準生計費に基づく 計算結果	270.0万円	539.9万円

【参考】 平成22年4月標準生計費に基づく計算結果（世帯数による加重平均）
⇒ 288.1万円（年換算額）

家計調査の調査対象となる勤労者世帯の所得分布

- 標準生計費（人事院）の算定基礎となっているのは、総務省の家計調査（全国・勤労者世帯）である。
- 家計調査の「勤労者世帯」で調査対象とされている標本世帯（n=3,913）の所得分布は、以下のとおり。

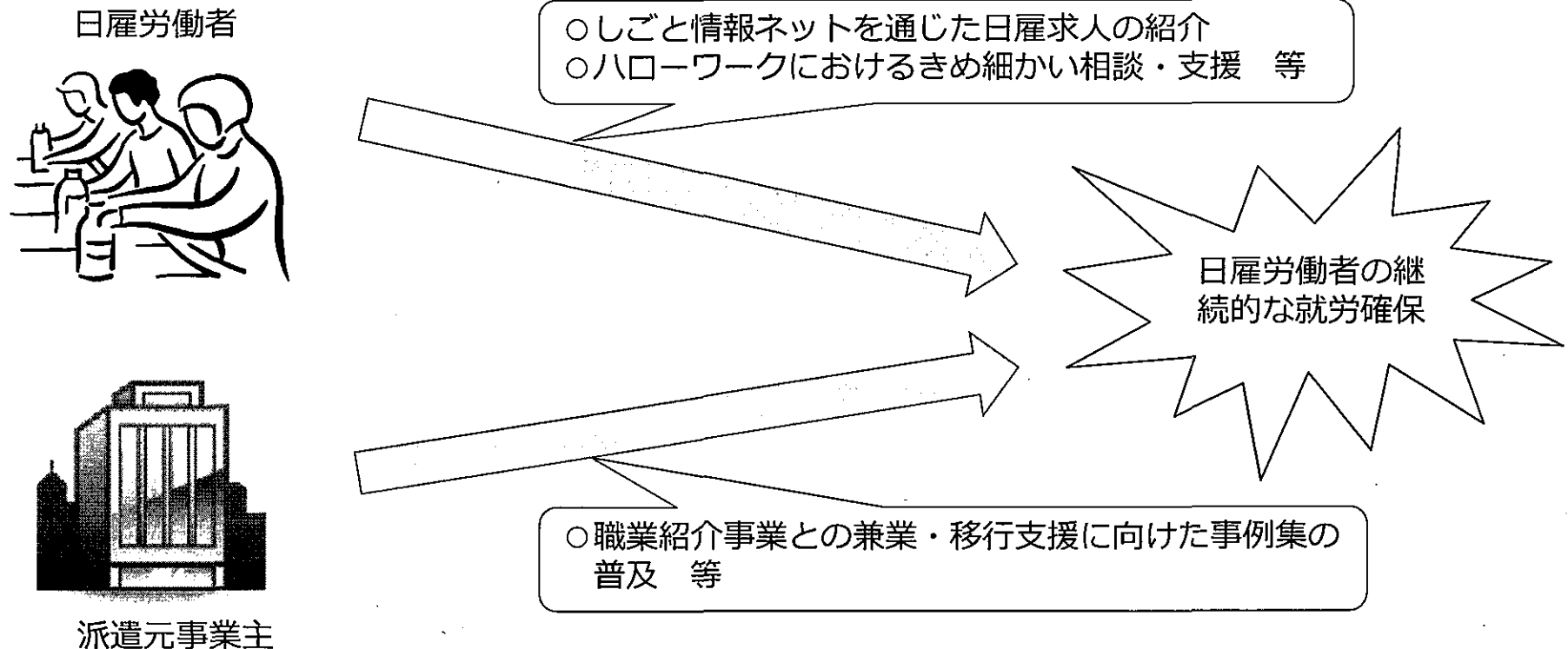
【平成23年4月家計調査における勤労者世帯の所得分布】



日雇労働者の就労支援について

- 労働者派遣法改正により、労働契約の期間が30日以下の短期の労働者派遣（日雇派遣）が原則として禁止されるが、日雇い等での就労を希望する労働者の就労機会を確保するため、様々な支援策を講じていく。

【イメージ図】



関係派遣先のイメージ

○ 平成20年9月の「労働政策審議会建議」において、グループ企業が「親会社及び連結子会社」と整理されていることから、グループ企業の範囲を以下のように整理してはどうか。

① 連結決算を導入している場合

- ア) 親会社等 → 派遣元事業主が連結子会社である場合の当該派遣元事業主の親会社等
- イ) 親会社等の子会社等 → 親会社等の連結子会社（会計上の「連結子会社」）

② 連結決算を導入していない場合

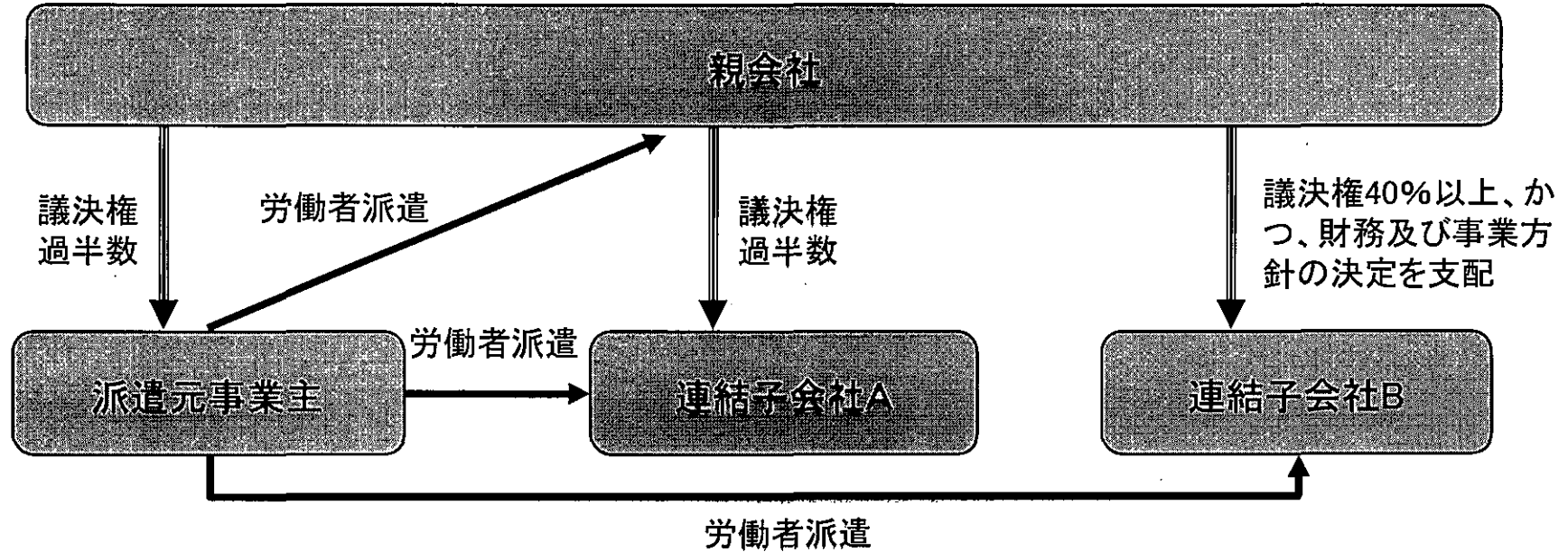
- ア) 親会社等 → 派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者
資本金の過半数を出資している者
これらと同等以上の支配力を有する者
- イ) 親会社等の子会社等 → 派遣元事業主の親会社等が議決権の過半数を所有している者
資本金の過半数を出資している者
これらと同等以上の支配力を有する者

<参考> 労働政策審議会建議(平成20年9月24日)(抜粋)

グループ企業(親会社及び連結子会社)内の派遣会社が一の事業年度中に当該グループ企業に派遣する人員(定年退職者を除く)の割合を8割以下とする義務を派遣元事業主に課すことが適当である。

その際、割合についての報告制度を設けるとともに、8割を超えている場合には、指導、勧告、許可の取消し等の各措置を順次行うこととすることが適当である。

① 連結決算を導入している場合

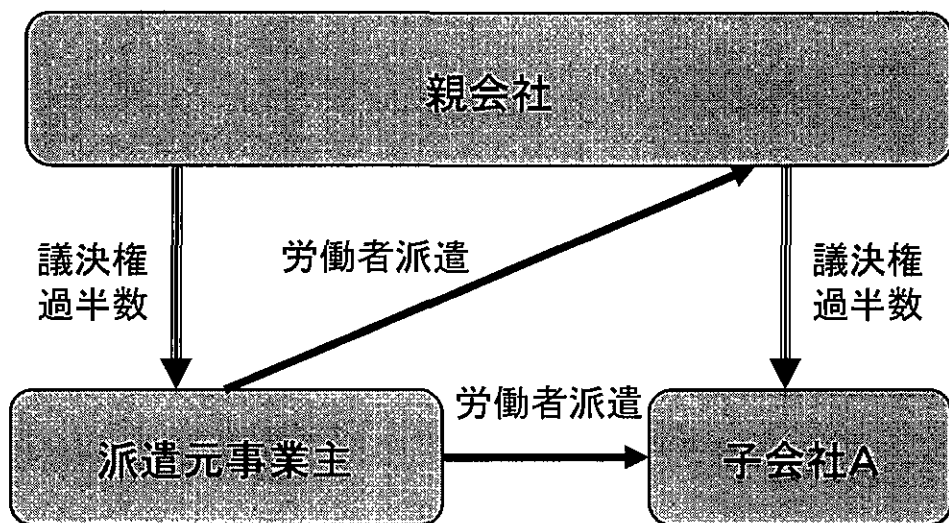


(注1)親会社と子会社が一体となって「他の会社」を支配している場合、子会社1社で「他の会社」を支配している場合等は、当該「他の会社」も親会社の子会社とみなされる。

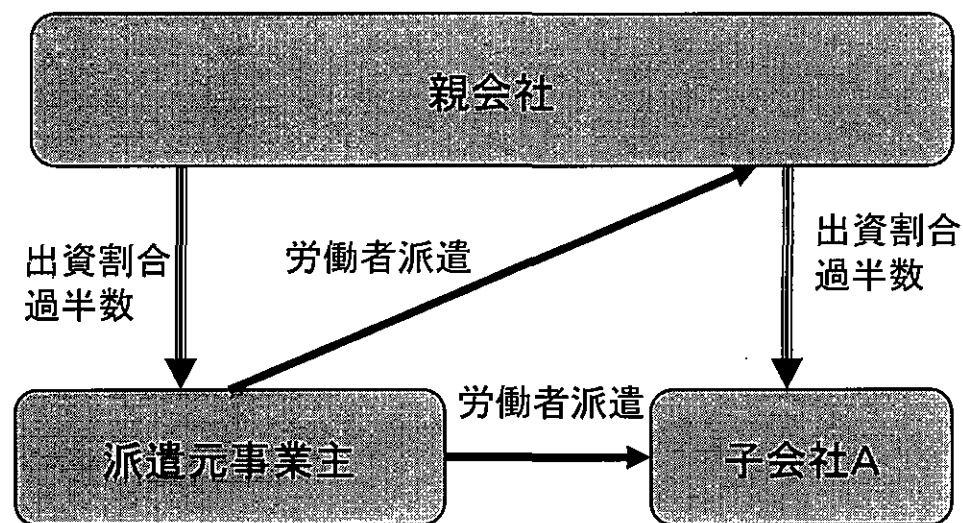
(注2)連結子会社の範囲は、実質的な支配力があるかどうかで判断。

② 連結決算を導入していない場合

【例1】



【例2】



海外派遣について

○ 海外派遣とは、派遣労働者を日本以外の地域に所在する事業所等において就業させるための労働者派遣をいう（労働者派遣法第23条第3項）。

【海外派遣を行う場合の派遣元事業主の義務（概要）】

- ・ 海外派遣をしようとするときは、あらかじめ海外派遣届出書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- ・ 派遣元事業主は、海外派遣に係る労働者派遣契約の締結に際し、海外派遣に係る派遣先が、①派遣先責任者の選任、②派遣先管理台帳の作成・記載等の措置を講ずべき旨を定めなければならない（労働者派遣法第26条）。

※ 派遣先が海外の場合、当該派遣先に国内法（労働者派遣法）が適用されないため、派遣労働者の適正な就業を確保する観点から、派遣元事業主に対する事前の届出義務を課すとともに、労働者派遣契約において派遣先の講ずべき措置を定めることとしている。